

第6回警察庁会計業務検討会議 議事概要

〔案件1〕 蛍光X線分析装置修理（岩手県警察本部）

- 【委員】 電源ユニットの故障はどのような症状だったのか。
- 【回答】 電源部分に警告表示がつき、全く操作ができない状況に陥ったもの。
- 【委員】 機器の調達は平成20年度のようなものであるが、異常を生じたのは初めてか。それとも、過去にも同様の異常はあったのか。
- 【回答】 過去に異常があったかどうかは不明なるも、修理に至ったのは今回が初めてである。
- 【委員】 今回の修理の原因は、装置自体の欠陥等ではなく、経年劣化によるものか。
- 【回答】 判断は難しいが、使用当初から異常が生じていた事実は承知しておらず、やはり経年劣化が原因と思われる。

〔案件2〕 L I M s（その他、関連契約1件）（犯罪鑑識官）

- 【委員】 入札説明書を交付した業者中、1者は「応札のための準備期間が不足している。」との理由で応札しなかったということだが、具体的な企業名は。
- 【回答】 A社である。
- 【委員】 本案件の入札公告は2月4日で契約は3月2日だが、通常の場合と比較して、この期間は短いのか。
- 【回答】 1,300万円以上の契約に関しては、公告期間を通常50日としているが、本案件は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を目的として平成26年12月27日に閣議決定、翌年2月3日に予算成立した平成26年度補正予算での措置案件であったことから、公告期間を通常より短い21日間としたものである。
- 【委員】 本案件の仕様は、技術的にかなり精通している業者以外は理解できないと思う。そういった面からもこの公告期間は余りに短いように思うがいかがか。
- 【回答】 アンケートに「応札のための準備期間が不足」とあったということは、結果的に配慮が足りなかったと思う。
- 【委員】 仕様書は特定の製品を限定しないことが原則だと思うが、本案件は何を参考にしたのか。
- 【回答】 本案件の仕様書については、現在、運用している大量一括処理装置に搭載しているL I M sをそのまま引き継げる内容として作成した。
- 【委員】 それは警察庁が独自に作成したのか。
- 【回答】 そのとおり。
- 【委員】 このL I M sの制御下に複数の機器があるが、これらの機器には今回L I M sを落札した池田理化が納入したものが入っているのか。
- 【回答】 入っている。
- 【委員】 各機器の納入業者でなければL I M sも納入、設置等をできないということになるのか。
- 【回答】 池田理化はメーカーではなく代理店であるため、各機器とL I M sの関係に直接影響を及ぼすことはないと思われる。
- 【委員】 メーカー以外の業者でも、本競争に参入するということは十分可能ということか。
- 【回答】 十分可能だと思う。例えば、先ほどのA社にしても、「応札準備期間の不足」を理由に応札できなかったとのことであるが、現在、警察庁が運用しているL I M sの納品業者はA社であることから、基礎知識は持っていると思う。
- 【委員】 そうすると、準備期間としては十分だったと言えるのではないか。
- 【回答】 警察庁では、これまでも保守対応をしてもらっているので、準備期間は十分にあったものと考えている。
- 【委員】 L I M sは全部で3件契約されていたが、これは全て池田理化が契約相手方か。

- 【回答】 そのとおり。
- 【委員】 DNAの分野で、A社と契約したものはあるか。
- 【回答】 従前から契約しているものでは、現在運用しているL I M s がある。
- 【委員】 A社は当然更新可能なのではないか。
- 【回答】 可能であると思う。
- 【委員】 これまでA社がやっていた業務を今回から池田理化がやることになったということか。
- 【回答】 そのとおり。
- 【委員】 A社以外にも対応できる業者はあるか。
- 【回答】 コンピュータ機器を扱う会社で、データ追跡、トレースをすることが可能であり、また、DNAの資機材についての知識があれば、対応は可能であると考え。
- 【委員】 参入できる可能性のある業者が複数あるにもかかわらず、競争が働かず1者で入札を繰り返し、最終的に100%で落札というのは理解できない。準備期間の問題だけではないのではないか。
- 【回答】 仕様書に関しては、池田理化及びA社がそれぞれ扱っている製品であれば仕様を満たすよう作成しており、このことから最低2者は参入できたと考え。
- このL I M s 自体はDNA型鑑定だけでなく、製薬、食品等様々な分野で使われている基本的な仕組みであるので、DNA型鑑定の分野にも興味を持ちそうな業者があれば、参入を促していきたいと考えている。
- 【委員】 十分工夫していただきたい。
- 【委員】 L I M s はどのくらいで減耗更新が必要になるのか。
- 【回答】 前回の整備が平成21年であり、今回は約6年で減耗更新となった。
- 【委員】 今後もL I M s の更新は続くということによいか。今回は6年で更新したが、今後は1～2年で更新していく可能性があるということか。
- 【回答】 現時点では更新の予定はない。
- 【委員】 「これまでの契約業者が応札し、新規業者は準備期間不足で応札できなかった。」というのが一般的かと思うが、本案件はそうではない。これは何が要因なのか調査をお願いしたい。今すぐの回答でなくても構わない。
- 【回答】 承知した。

【案件3】 アイドリングストップ高度化支援システム（中央）整備工事

（愛知県警察本部）

- 【委員】 本案件は、紙の札入れ1回で落札率が99.7%であったため、予定価格の漏えいが疑われるが、その点はいかがか。
- 【回答】 決して漏えいしたということはない。予定価格は、過去の落札率等を勘案して積算をしているものである。
- 【委員】 予定価格決定のための調査方法に「該当機器の取扱業者3者以上から見積りを徴取」とある。そうすると、過去の管制中央工事の落札率等資料価格の変動はある程度数値的につかむことは可能かもしれないが、確定要因として3者から見積り金額をどう調整するかという問題が出てくる。それを入札業者が99.7%で落札すること自体が異常なのではないか。資料には、落札率が高くなった理由として、「一般市場に出回るものではない。」旨の記載があるが、一般市場に出回らないとこえて評価がまちまちになるのであって、一般の価格というのは算定できないのではないか。
- 【回答】 確かに一般に出回るものではないことから、積算に当たっては見積りを複数徴取しているものであり、また、その中の最低価格をそのまま採用せずに、過去の落札率等から算出した掛け率を乗じているので、どうしても落札額が予定価格に近づいてくるのではないか。
- 【委員】 それは、業者が過去の落札額から落札率や市場価格の変動率を把握しているという

ことか。

- 【回答】 何年かやっていると、ある程度は読めるようになる可能性はあると思われる。
- 【委員】 入札参加が1者になった理由として、「技術者の確保ができなかったため。」と記載があるが、本工事における技術者の確保というのはかなり難しいのか。
- 【回答】 本工事には監理技術者の資格が必要となるが、監理技術者については他の工事との併任を認めていないため、監理技術者の確保ができなかったということが考えられる。
- 【委員】 その企業名はわかるか。
- 【回答】 B社である。
- 【委員】 B社であれば、企業的には十分対応できると思うが。
- 【回答】 B社はいろいろな業務をやっていると思うが、本工事に関しての技術者がいなかったということだと思われる。
- 【委員】 競争参加資格の格付をAのみとしているが、Bまで広げても参加業者は増えないのか。それとも、Bの業者では履行できないおそれがあるということか。
- 【回答】 格付はAであるが、過去、6者程度に管制機器工事の実績があることから、これら6者は参加可能であると思われる。
- 【委員】 信号サイクル情報は、実際にどの程度の車が利用することが可能なのか。
- 【回答】 本工事は、警察側から信号サイクル情報を送るシステムの整備である。車両は車載器を搭載しないとこの信号サイクル情報を受けられないため、車載器が搭載された車の今後の売れ行きによって利用する台数は変わる。
- 【委員】 そういった理由から実験的にあちらこちらで工事しているということか。
- 【回答】 平成26年度までにこのインフラを整備して、平成27年度においてフィールド実験をメーカーがやると聞いている。

〔案件4〕 警察学校射撃場空気清浄装置フィルター交換業務委託（千葉県警察本部）

- 【委員】 本案件は、過去は違う業者が請け負っていたのか。
- 【回答】 平成25年度は2者が応札して、平成26年度とは別の業者が落札している。
- 【委員】 従来から1者しか履行できないものではなかったということでしょうか。
- 【回答】 そのとおり。平成21年度頃からこの業務を行っているが、当時は5者程度が手を挙げてくれていた。平成25年度は2者、平成26年度は1者になってしまったものである。
- 【委員】 入札参加を見送った理由の「技術者の手配が困難」とは何か。
- 【回答】 公共工事の場合は専任で現場担当者を配置しなくてはならず、他の自治体等の業務に専属で配置してしまうと専任で社員を配置できないということである。
- 【委員】 本案件も公告期間が少し短いと思うが。
- 【回答】 公告期間は10日間である。これは規定上の一番短い期間ではあるが、平成25年度まではその公告期間で複数の応募があったことから、平成26年度も同様とした。今回の1者応札を踏まえ、今後は検討していきたい。
- 【委員】 業者から徴取する参考見積書には、納入してもらおうフィルターと交換作業経費は分かれて記載されているのか。
- 【回答】 全てを一式といった記載ではなく、項目ごとに全て記載してある。
- 【委員】 本案件は参考見積書のうちの最低価格を予定価格にしているが、最低価格を即予定価格にすることに関して抵抗はなかったのか。
- 【回答】 参考見積書にはほとんど差はなかった。当方で計算した公共での労務価格に基づいた人夫賃と比較検討するなどしたほか、係る人数分はどちらも確保されていたため、安い方で問題ないとのことで採用したものである。

〔案件5〕 無線警ら車 外2点（会計課）

- 【委員】 自動車業界にとって、パトカーは一般的なものだと思われるが、これだけの台数

(382台) なのに入札説明書を受領したのが1者のみ、応札も1者のみであるが、どうしてか。

- 【回答】 本案件の主な仕様は2,500cc級以上であるので、C社のD車、E社のF車、トヨタのG車等が基本的に警察庁の無線警ら車の仕様を満たす車両である。H社のI車については、モデルチェンジ後、最高出力の部分で仕様から外れた。その仕様を満たすベース車両を警察仕様にしなればならず、製造する技術的な問題や製造可能台数の問題がある。応札可能な業者には、入札の実施について個別に連絡したが、各社の経営判断等により、結果的にトヨタのみの1者応札となったものと思われる。
- 【委員】 1者のみに応札で落札率は100%に近い。この理由は、業者が過去の調達実績等を踏まえて応札しているからということか。
- 【回答】 業者においては過去の調達実績等を踏まえて入札価格を算出したと思われ、また、再度入札を2回行っていることが理由と考えている。
- 【委員】 C社のD車は、今までに入ってきたことはなかったのか。
- 【回答】 実績はない。
- 【委員】 今回、13件の車両を同時に入札公告しているが、1者のみに入札説明書を交付し、1者のみに応札案件が6件であった。これらは、例えば「交通取締用四輪車ならこの車両」といったように、車両が限られる仕様になっているのか。
- 【回答】 特定の車種に限られる仕様にはなっていない。
- 【委員】 しかし、13件中の6件が1者応札である。実際に競争が働いている件数が少ない。
- 【回答】 各自動車メーカーの考え方もあると思うが、対応できる車種があっても、モデルチェンジのタイミング、架装メーカーの空き具合、台数の不足等で対応できないことがあるのではないか。また、パトカー等の場合は非常に架装が多く、それを積載することにより車にどのような影響を与えるかなどの検証も必要となる。さらに、モデルチェンジをすると、警察用車両の過酷な運用に支障がないようにするための研究も必要となる。それらのタイミングで仕様に沿った車を製造できるかどうかは、各自動車メーカーの判断であり、対応できる車種があるからといって、必ずしも応札してもらえるものではないと思われる。
- 【委員】 13件中、不落随契になっているものがかなりあるが、予定価格がかなり厳しいのか。
- 【回答】 一部そういったこともあると思う。本案件のベース車両になっているG車は比較的高価な車だが、警察装備を加えた上でも一般の方が購入するよりも安価である。
- 【委員】 車両にあっては、最低価格まできているのではないか。
- 【回答】 その辺りは当方でも計りかねるが、かなり安価にはなっていると思う。
- 【委員】 現状において、J社とK社では本案件である無線警ら車の仕様を満たすベース車両を持っていないということか。
- 【回答】 ご指摘のJ社及びK社にはない。
- 【委員】 現実の問題として、そもそも2,500ccクラスであれば応札できるのはトヨタのG車しかないということか。
- 【回答】 応札可能な車両については、C社のD車、E社のF車、トヨタのG車の3車種等がある。架装した上で見合いの金額であれば十分応札してもらえるものと思われる。
- 【委員】 もう少し排気量が少ない2,000cc以下であれば、ほかのメーカーも入ってくるのか。
- 【回答】 1,800ccクラスなどであれば、ほかのメーカーにもベース車両はあると思われる。
- 【委員】 仕様等を変えていく必要があるのではないか。
- 【回答】 パトカーについては、C社は平成13年頃までL車及びM車を、E社は平成8年までN車をベースに製造していた。無線警ら車は、ルーフ上に30kgの昇降機構を有する警光灯を搭載している上、出動の際には複数の警察官が乗車するとともに、防弾盾、防弾衣等の装備資機材を約50kg積載している。このような状態で逃走車両の追跡、急訴事案における現場臨場等のための緊急走行が必要となることから、一般の車両よりも高いスペックが必要であり、排気量、出力については、現行より下げることはできないものと考えている。
- 【委員】 パトカーは何年くらいで更新するのか。

- 【回答】 6年で更新している。
- 【委員】 走行距離は関係しないのか。
- 【回答】 年間平均すると約3万km走行し、6年で約18万km走行する。その辺が限界であろうと考える。
- 【委員】 過去に審議した白バイのときもそうであったが、どんどん間口が狭くなっているのではと感じる。結局ベース車両を持っているところは、価格的に競争すると有利であり、新規参入業者は価格競争で勝てない。今後どう競争性を持たせていくか検討してほしい。
- 【委員】 経済性を持たせるために競争性を確保することが必要である。ただ、それが仕様を満たさなければどうにもならない。先述のとおり、価格面において「一般車両よりも安価だ。」ということであればわかりやすい。
- 【委員】 その点に関連して、予定価格決定のための調査方法に「特殊仕様部分を警察庁基準等により算出」と記載があるが、この警察庁基準というのはどういうものか。
- 【回答】 例えば、無線機を格納するブラケットについては、どの警察用車両でも共通部品であるので、事前に見積もりを徴取し予定価格の積算資料としている。また、一般管理費等の利益の部分の算定し、積算に反映している。
- 【委員】 現状においてI車の参入が難しいのであれば、C社とE社に応札を呼びかけていくことが現実的なのところであろう。
- 【回答】 これまで入札説明会は実施していないが、公告の都度、応札可能な各業者に声かけをしているところであり、今後も継続してまいりたい。

【案件6】 サイバー攻撃分析センター用装置（1）外1点（情報技術解析課）

- 【委員】 資料の競争入札結果表で順位がなしになっている業者は何か問題があったのか。
- 【回答】 金額が予定価格の範囲内に収まっていなかったものである。
- 【委員】 総合評価というのは、専門家であればどの人が点数をつけても基本的にほぼ同じ点数になるのか。また、複数の委員が点数をつけて、平均を比較するのか。
- 【回答】 業者から提出があった内容を当方でチェックし、その内容を委員会に諮っている。
- 【委員】 そのチェックをクリアすれば、点数がつくということか。
- 【回答】 そのとおり。
- 【委員】 本案件は落札率が非常に低いが、予定価格に問題があって低入札になっているのではないか。
- 【回答】 予定価格については、最終的に予算額を採用している。率については、落札した富士通が40%、落札者以外でO社が58%、P社が56%であり、他の業者も結構低く入札してきたものである。低入札については、1回で落札されていることから、ある程度各業者が勝負をしてきた結果だと思う。また、低入札になった理由について、当時、富士通に確認したところ、国内初のサイバー攻撃対策のシステムということもあり、今後、各都道府県警察や各省庁で同種システムを調達するとなったことを想定し、システム構築ノウハウの蓄積、人材育成、ブランド価値の獲得といったメリットを考慮して入札をしたという話であった。
- 【委員】 このシステムは、日本で初めてのものなのか。
- 【回答】 富士通として、国内で初めてということである。
- 【委員】 過去に10円入札や1円入札があったが、それと同様、本件の契約ではなかなか利益は出ないが、それに附随するメンテナンス等で利益を上げる場合があるが、約40%の落札率で果たして業者は利益を生んでいるのか。
- 【回答】 前述のとおり富士通によれば、今後の利益も考えた上で総合的に判断して入札金額を決めたという話であり、富士通が今回の一案件で利益を得ているのかどうかは不明である。
- 【委員】 各社の入札金額は、上が3億4,200万円、下が1億3,800万円と大きな開きがあるの

で、本案件自体の利益以外のものが何かあるのではないか。

【回答】 そのほかの要素としては、この手の情報システムの調達において、例えば同時期に同システム・機器等を別の会社に納めるような案件があった場合、大量に調達することにより価格を下げるができることといったこともあると思われる。

【委員】 とりあえず安価で購入できたことを良しとしたい。なお、保守等を含めても本当に安価であるのか今後チェックしていくことが必要である。保守等に係る経費等について注視すべきである。

【委員】 後から振り返ったときに、異常なほど保守等にコストを要しなかったのであれば、その報告だけで十分であるので、その点、注視をお願いしたい。
それから、技術点が低いということは、技術的な評価が余り高くないということだと思うが、この点数で問題はないのか。

【回答】 基礎点は満たした上で、加点項目の点で他の業者より低かったということであり、必要最低限の部分については満たしている。

〔案件7〕 通信用作業衣（上衣）男子 外9点（情報通信企画課）

【委員】 本案件については、10社が入札に参加しているものの、思ったほど価格が下がっていないので、具体的な経緯について教えてほしい。予定価格は直近の契約実績価格を採用しているということでしょうか。

【回答】 予定価格についてはそのとおり。

【委員】 直近の契約業者は、今回の入札には参加しているのか。

【回答】 参加している。

【委員】 どの業者か。

【回答】 今回落札した株式会社金原が前回は契約をしている。

【委員】 各社が入札金額を見ると、金額が狭い範囲に固まっているので問題はないように思うが、前回の落札価格は公開されているのに、金原ともう1者を除いたほとんどの業者が前回の落札価格よりも高い金額で入札している。この点から実質的に競争性が確保されているのか疑問である。

【回答】 作業衣については、昭和40年代の後半に仕様変更以降、毎年調達をしているものである。平成4年に一度全面的に仕様を改定して、その後も調達を継続するも、落札率、金額が高止まりしていたことから、平成24年11月にもう一度仕様を変更した。内容は既製品の作業衣をベースにして、胸にエンブレムを付けたほか、ズボンに反射材を入れるなど、警察職員ということが一目でわかるよう、既製品のカタログ仕様の作業衣とは差別化したもの。また、既製品のカタログ仕様をそのまま採用すると、廃版になったときにまた仕様を変えなければならないので、基本的な仕様はカタログ品を基にしつつ、変更したということである。仕様変更後における最初の調達であった平成24年12月時の検証だと、従来のもものと比較して単価にすると9%ほど価格は低減された。その後、今回の平成26年12月まで6回調達しているが、前回調達した実績額を予定価格としているので、なかなか下がってはいないが、それでも5%ほど低減はしているという状況にある。

【委員】 従来のもものから仕様を変更して価格が下がり、その後も価格が下がってきている。これであれば、ある程度前向きな評価ができるのではないかと思う。

〔案件8〕 警察庁分庁舎附帯設備撤去等工事実施設計委託（情報管理課）

【委員】 本案件は、公共事業等の契約で落札率100%ものが非常に少なく、100%になった理由を確認したく選定したが、資料に記載のとおり1回目の入札に2者が応札したが不調で、再度公告では1者が1回目の最低価格を超えることができないと判断し応札せず、また、2回目の公告で期間を短くしたため、業者が限られ100%になったという

ことについてはわかった。

【委員】 1回目の予定価格はいくらか。

【回答】 1回目の予定価格は、税抜きで212万7,000円である。

【委員】 税込契約金額が302万4,000円なので、1回目はかなり低価格と思うが。

【委員】 1回目の予定価格は何を根拠に算定したのか。

【回答】 国土交通省が作成している官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領を採用した。

【委員】 それが業者の実情とまったく合っていなかったということか。

【委員】 工事価格は、今全般的に高騰しているということらしいが、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領は毎年変更となるのか。

【回答】 国土交通省が同基準で使用する係数を毎年度算定しており、ホームページ上で公表している。

【委員】 毎年変わるということか。

【回答】 そのとおり。

委員講評

【委員】 調達改善プランに示された基本的な原則を徹底して各論的にも実現していくことが正しいと思う。是非それらを怠りなく努力していただきたい。

【委員】 自動車の案件については、競争を諦めて随意契約にした上でコストを下げる方に移行すべきなのか。それとも、自動車メーカー自体がこれだけたくさんあるので競争を働かせる努力をすべきなのか。その境界がとても難しいところであり、今後、慎重に考えていく必要があると思う。また、調達の努力という面では十分確認できたのではないかと思う。

【委員】 今の自動車の件について、1者のみの応札はやむを得ない気がするが、将来のことを考えて、今でも競争に向けた努力をしているということは良いことなので、これからも続けてほしい。

【委員】 今回の抽出案件を見ると、物品役務で落札率100%のものが全体の14%。99%以上のもので25%くらいになる。それと比べて、公共工事で落札率100%というのは144件のうち2件のみであった。適正な入札を確保するに当たり、やはり予定価格の決め方が決定的な要因を持つのであろう。

調達改善プランに示されたことを、とにかく地道にやってほしい。